

7-13 人と自然との触れ合いの活動の場

7-13-1 現況把握

1. 調査概要

(1) 調査内容

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査内容は、表 7-13-1.1 に示すとおりである。

表 7-13-1.1 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
人と自然との触れ合いの活動の場	種類、位置及び規模、利用状況等	各時現地踏査、聞き取り調査、写真撮影等	対象事業実施区域周辺(3地点)	春：令和3年5月23日(日) 9時～18時 夏：令和3年9月20日(月祝) 9時～18時 秋：令和3年11月21日(日) 9時～18時

(2) 調査地点

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地点は図 7-13-1.1 に示すとおりである。

2. 調査結果

(1) 松阪市総合運動公園

松阪市総合運動公園では、スポーツ利用が主であり、春季にソフトボールとサッカーの試合、秋季にラグビーの試合が開催されていた。一方、夏季調査時は緊急事態宣言のため施設の利用が休止されており、利用人数も少なかったが、散策等で利用されていた。午前中に利用されている傾向があった。

(2) 上川町遊歩道公園

上川町遊歩道公園では、ジョギングや散策、園内施設を用いたストレッチ、休憩等の利用が確認された。正午前後で利用人数が減るが、午前も午後も同じ程度利用されていた。

(3) 高田大池

高田大池では、春季の朝 8 時ごろに地元住民が草刈りを行っていたが、それ以外では利用されている状況は確認されなかった。

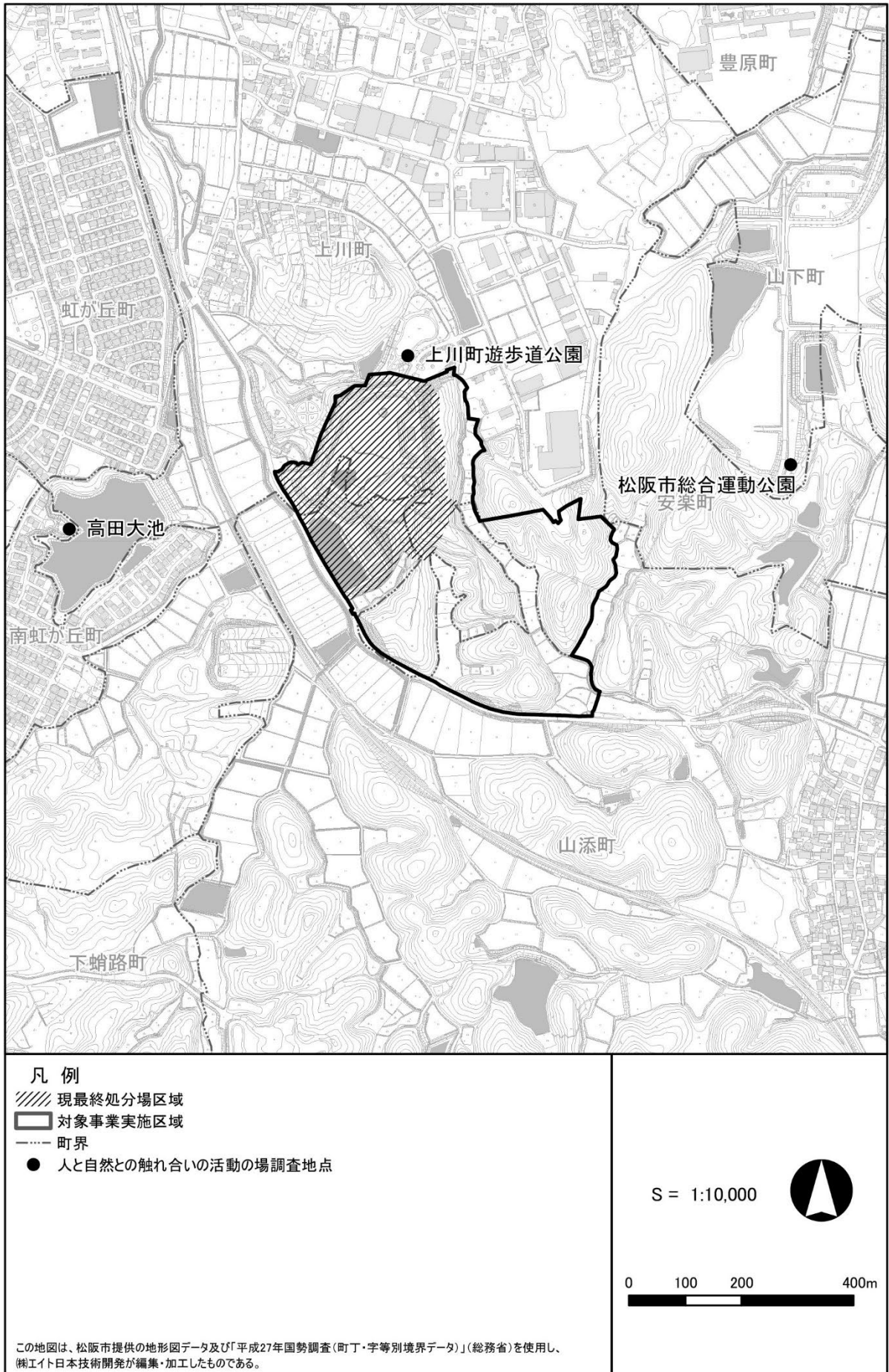


図 7-13-1.1 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点位置図

7-13-2 予測・環境保全措置及び評価

人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の予測概要は表 7-13-2.1 に示すとおりである。

表 7-13-2.1 人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測手法

影響要因	予測項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	人と自然との触れ合い活動の場	資材の運搬車両及び工事用道路等の建設による人と自然との触れ合いの活動の場の利用改変の程度	調査結果を基に、主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況等に与える影響を事例の引用等により予測	調査地域と同様	資材の運搬車両及び工事用道路等の建設による影響が最大となる時期
土地又は工作物の存在及び供用		工作物の存在による人と自然との触れ合い活動の場の利用改変の程度			事業活動が定常状態となる時期

1. 資材の運搬車両及び工事用道路等の建設による人と自然との触れ合いの活動の場の利用改変の程度に対する影響

(1) 予測結果

① 工事用車両の影響

人と自然との触れ合い活動の場と工事用車両の運行ルートは交差または近接することはない、資材の運搬車両の走行による騒音影響も道路端で 62.7dB と環境基準を満足することから、主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況等に与える影響はないと予測される。

② 重機の稼働による影響

工事中の騒音は、上川町遊歩道公園で最も影響が高く、52～59dB と予測された。参考基準 (55dB) と比較すると上川町遊歩道公園及び松阪市総合運動公園で超過する予測結果となった。特に上川町遊歩道公園への影響については近接する北側谷地の盛土工の影響が大きいと考えられる。

(2) 環境保全措置

以下に示す環境保全措置を実施する。

表 7-13-2.2 環境保全措置の検討項目

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果（不確実性）
工事の実施	工事用車両の走行方法の指導	安全かつ丁寧な運転を実施しることにより騒音レベルが低減する	影響を低減できることから実施する
	低騒音型建設機械の採用	重機から発生する騒音レベルが低下する。	一般的に用いられ騒音の影響低減は明らかであるため実施する。

(1) 評価結果

環境保全措置として、「工事用車両の走行方法の指導」を実施することから、環境への影響は事業者の実施可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。

なお、重機の稼働に伴う騒音影響については、参考基準（55dB）を超過する予測結果となっているため、上記環境保全措置に加え、北側谷地の盛土工の際の作業の効率化や建設機械の配置等を考慮し、可能な限り騒音レベルを抑制するよう努めるものとする。

2. 工作物の存在による人と自然との触れ合い活動の場の利用改変の程度に対する影響

(1) 予測結果

供用後の騒音影響は 41～54dB と予測され、参考基準（55dB）を満足している。また、上川町遊歩道公園では、現況の騒音レベル 50dB と同程度であることから、主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況等に与える影響はないと予測される。

(2) 環境保全措置

以下に示す環境保全措置を実施する。

表 7-13-2.3 環境保全措置の検討項目

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果	検討結果（不確実性）
存在及び供用	作業方法の改善	丁寧な埋立作業を実施することにより、建設機械による騒音レベルが低下する。	一般的に用いられ騒音の低減が明らかであるため、不確実性はない。このため実施する。

(3) 評価結果

環境保全措置を実施することから、環境への影響は事業者の実施可能な範囲で、回避又は低減が図られていると評価する。